

2006年5月8日

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4
東京高等・地方裁判所合同庁舎3階
東京検察審査会 事務局 御中

〒 東京都足立区
(家庭の事情により電話番号省略)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレス無)
半沢一宣(印)

審査申立ての取り扱われ方に関する不明点の問い合わせ

前略失礼いたします。標記の件について本年4月17日付けで問い合わせの手紙を出しましたところ、未だ御返事が届かないことから、不着の可能性があると考え、再度お送りいたします。

私は、ある業務上過失致死傷事件に関連して、関係する会社の上層部に対する告発人の立場から、最近出された不起訴処分の決定に対する審査申立ての準備を進めている者です。

この事件では、御遺族や負傷された被害者の皆様も、私とは別に審査を申し立てる可能性があります(私が知らないだけで、既に申立てが行われているのかもしれませんが)。その場合、被害者の皆様と私とが申立てを行ったそれぞれの時期(タイミング)によって、その後の取り扱われ方が変わる可能性があるのかどうか気になっております。

具体的には、それぞれが申立てを行った時期がある程度ずれて別々に審査されることになったとして、早くに出されていた申立てを却下する議決が出た場合、後からの申立てが一事不再理の原則によって門前払いとされてしまうことが、あり得るのかどうかということです。

私が被害者の皆様と連絡を取って申立てを一本化できれば、それが最も望ましいのは理解できます。しかし、連絡が取れないなどの事情でそれが難しい場合、同一事件について異なる立場から別々に出した申立てを、両方とも審査していただけるのかどうかに不安を感じているわけです。

また、検察審査会法21条に定められている次回の会議開催日は6月15日のようですが、これに間に合う申立ての締切日はいつごろか、又は同条で定められた日以外にも臨時の会議が開かれるようでしたら、それに間に合う締切日についても知りたく考えております。私と被害者の皆様とが、当該締切日の前後にまたがって申立てをした形になった場合の、申立ての取り扱われ方に影響すると思われるからです。

これらの2点につきまして、折り返し御教示くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、在宅時間が不規則なのと、拙宅の電話は母の部屋に取り込まれていて呼び出し音に気づきにくい問題がございますため、郵便にて御回答いただければ幸いです(母に伝言を依頼すると本人に伝わらないという家庭内のトラブルがしばしば発生しておりますので、伝言は御遠慮願います)。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
第693-61-62113-6号
平成18(2006)年5月8日 東京中央郵便局にて配達完了